

平成29年3月から適用される設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

平成29年3月から適用される公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されましたが、以下のとおり特例措置を定めたのでお知らせします。

1. 措置の内容

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、2に定める業務委託の受注者は、本宮市業務委託契約約款（以下「約款」という。）第16条の規定に基づき、業務委託料の変更の協議を請求することができます。

2. 適用対象業務委託

平成29年3月1日以降に契約を行う業務委託のうち、平成28年2月1日改訂の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）及び公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札決定後の業務委託の場合、発注者は落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明の上で契約を行います。

また、契約後の業務委託にあつては、発注者は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明することとします。

3. 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表します。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

※ 「当初契約時点での物価により積算された」とは、契約時点の資機材単価も本特例措置の対象となります。

4. 協議の請求期限

この特例措置に基づく受注者からの業務委託料変更の協議の請求期限については、当初契約の日から60日以内となります。